



日田市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 会計課
措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年4月26日

日田市監査委員
同

小ケ内 聡行
井上 正一郎

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【会計課】</p> <p>○物品に関する書類について</p> <p>日田市会計規則第 90 条により、「物品管理者は、物品の受入れ又は払出しを必要とするときは、次に掲げる書類により会計管理者に物品の受入れ又は払出しの通知をしなければならない」と規定されており、その中で (2) 物品受入払出申請書（様式第 64 号）とされているが、実際は、備品管理システムから打ち出される備品受入払出申請書により、物品管理者と会計管理者の決裁がとられている。</p> <p>また、同規則第 95 条第 1 項により、「物品管理者は、その管理する物品を管理換しようとするときは、物品管理換調書（様式第 73 号）により管理換えの決定をし、物品管理換通知書を管理換先の物品管理者に送付しなければならない」と規定されているが、実際は、備品管理システムから打ち出される備品所管替申請書により、管理換えの決裁がとられている。</p> <p>今後は、日田市会計規則に則り、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>【会計課】</p> <p>日田市会計規則第 90 条による物品の受入れ又は払出し及び同規則第 95 条第 1 項による物品の管理換につきましては、ご指摘のとおり、いずれも所定の様式が規定されているにも関わらず、規定に則った書類による所要の処理が行われていませんでした。</p> <p>今後は、同規則に則り、適正に事務処理を行ってまいります。</p>